

令和3年  
4月1日  
から

# 建設リサイクル法の

# 届出様式が変更されます

## 届出様式「分別解体等の計画等：別表1～3」の変更点

- 【別表1、2】有害物質（石綿、フロン）の有無の記載欄を修正・追加
- 【別表3】有害物質（石綿）の有無の記載欄を修正

別表3 別表2 別表1

新様式【別表1～3】

変更箇所：この部分が変わります

別表3		別表2		別表1	
分別解体等の計画等		分別解体等の計画等		分別解体等の計画等	
工事の種類	使用する特定建設資材の種類	建築物の状況	建築物の状況	建築物の構造	建築物の状況
工事の調査の結果	作業場所	特定建設資材への付着物の調査の結果	特定建設資材への付着物の調査の結果	建築物に関する調査の結果	建築物に関する調査の結果
作業場所	搬出経路	他法令関係（解体・維持・修繕工事のみ）	他法令関係（修繕・模様替工事のみ）	特定建設資材への付着物	特定建設資材への付着物
その他	その他	石綿	石綿	飛散性石綿	飛散性石綿
		フロン	フロン	飛散性石綿【吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等】	飛散性石綿【吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等】
				飛散性石綿【吹付けではない】（石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等）	飛散性石綿【吹付けではない】（石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等）
				飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル等）	飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル等）
				飛散性石綿【業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの】	飛散性石綿【業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの】

## 令和3年4月1日以降は、原則、新様式での届出が必要です

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく「特定建設工事に係る分別解体等に関する省令」が一部改正され、千葉県では、有害物質（石綿、フロン）の有無を把握し適正な分別解体の施工を確保するため、届出様式「分別解体等の計画等（別表1～3）」を変更します。

# 様式変更 **Q** & **A**

**Q** いつから新様式で届出するのですか？

**A** 令和3年4月1日以降に届出するものが対象です。

**Q** 旧様式は使えなくなりますか？

**A** 旧様式での届出は、令和3年3月31日までとなります。  
令和3年4月1日以降の届出は、原則、新様式でお願いします。

**Q** 令和3年3月31日以前に届出し、4月1日以降に変更が生じた場合、変更の届出はどうしたらよいですか？

**A** 旧様式での変更の届出となります。

	3/31	4/1	・・・	4/7	4/8	届出書	変更届出書
令和3年3月31日以前に届出し、 4月1日以降に変更の届出をする場合	届出日			変更届出日		旧様式	旧様式
令和3年4月1日以降に届出、 変更の届出をする場合		届出日			変更届出日	新様式	新様式

**Q** 新様式はどこで入手できますか？

**A** 千葉県技術管理課のホームページからダウンロードできます。  
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/recycle/recycle/todoke.html>)

詳しい内容は、千葉県県土整備部技術管理課のホームページをご覧ください。

【問合せ先】 千葉県県土整備部技術管理課建設リサイクル推進班  
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 TEL (043)223-3440 FAX (043)227-1075